

大正五年六月一日發行 (第一回) 第一頁

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷二十二第

行發日一月六年五十正大

## 論叢

資本利子税の缺點 法學博士 神戸 正雄

海運同盟の排他的手段に對する 北米合衆國の政策 法學博士 授 小島昌太郎

岡山藩の税制 教授 授 黒正 巖

新經濟政策とロシア勞働立法 教授 授 末川 博

チャアルス・ホルルの政策論 教授 授 堀 經夫

## 時論

英國の總同盟罷業 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

長野縣下に於ける地割の慣行 經濟學博士 本庄榮治郎

## 雜錄

世事蘆藪觀 法學博士 財部 靜治

獨逸に於ける宗教統計 經濟學士 中川與之助

## 法令

營業收益税法・資本利子税法・相續税法中改正

## 附錄

本誌第二十二卷總目錄

(續編)

# 經濟論叢

第二十二卷

第六號

(通卷第百零拾貳號)

大正十五年六月發行

## 論叢

### 資本利子税の缺點

神戸 正雄

總言(本論の目的)

第一段 公平課税上の缺點 (一)此税自身に於る缺點(A)資本所有者の負擔に歸着するとしての缺點(i)課税物件又は標準の指定又は補提の缺點より生ずるもの(1)課税物件の指定につき(2)物件及標準の補提につき(a)何れの方法にても(b)特に間接法の場合(る)公平負擔の爲めの課税方法の行ひ難きことより生ずるもの(1)累進の行ひ難きこと(2)免稅點難(3)人的事情斟酌難(4)負債利子控除難(5)生産費控除難(6)確實度斟酌難(B)債務者の負擔に歸着するとしての缺點(C)物上負擔としての缺點(二)他の並立する收益税との關係上の缺點(A)他收益税と重複課税となる爲めの不公平(B)都鄙間の不公平)

第二段 經濟及社會政策上の缺點 (一)國民經濟上の缺點(A)資本を減縮すること(i)資本の成形を妨げる爲め(る)内國資本の外國流出を進める爲め(は)外國より内國への投資を妨げる爲め(B)資本利用の經濟活動を抑壓すること(i)資本利子を高める爲め(る)課税

論叢 資本利子税の缺點

第二十二卷 (第六號)

(一) 八八一

の不平等の爲め(C)國民財産の價值を低下すること(二)社會政策上(A)直接(B)間接

第三段 課税技術上の缺點 (一)直接間接兩方法共通のもの(二)各方法に特段なるもの(A)直接方法の其れ(B)間接方法の其れ

結論(全文の要旨)

## 緒 言

今度の税制改革は未だ其を以て理想的に税制を改良し得たものとはいひ兼ねる。けれども可なり手廣く改正を行ふた。史上に特筆さるべき大事業ではある。其の中でも資本利子税を加へたことの如きは、實に一の大なる出来事であるとしなければならぬ。其税率の僅かに百分二といふのは、あまりに輕過ぎる負擔として指摘しなくてはならぬが、其れだけのものでも特に資本家の頭に負擔を加へることゝなつたのは先づ々々成功といふて良い。そして我國の税制に於て所得税の傍に、地租營業税を維持し、隨ふて所得税と収益税とを結合して直接税體系を立つるの主義を採る以上は、其れに資本利子税を加へるのは、此主義に依る租税體系の完成として當然の事でもある(註二)。尙ほ其上にも家屋税を設けたといふ所だが、其の方は地方の特別財源に委かしたといふことで一應の説明はつく。其れで満足といふのではないが、幾らか恕することが出来るといふものだ。そして此利子税の設定は税體系の完成といふことの外に、近代思潮たる社會政策的的精神

から見ても、概して無爲者階級たる資本家の特別の負擔として至當な税だといふことを得る。  
(註三)で今度の税整並に特に其の資本金子税新設は一應は辯護すべきものではある。けれども進んで此が徹頭徹尾、成功したものといへるには大に疑なき能はずとすべき所以のものを見出す。之を指摘するのは、之が今後の経過を了解するのに有益だと信ずるによりて、敢て之を試みやうと思ふ。仍ち茲に資本金子税の缺點を擧ぐるであらう。

(註二) 此資本金子税を以て収益税體系の完成の爲めに缺くべからずとする事は、諸多の學者、ワグナー、ロッシアー、エンラー、ド、ヘツケル、ホルグド、ブアイファー等の齊しく之を説く所である。

(註三) 之につき、ロッシアーは、此資本金子税には、怠慢なる利殖者に對しての民衆の敵意が協力して居るといふて居る。<sup>2)</sup>

## 第一段 公平課税上の缺點

先以て負擔公平の見地から此税の缺點を見る。其は此税自身にもあれば、他收益税との關係上にもある。

(一) 此税自身に於ける缺點

(A) 資本所有者の負擔に歸着するとして此税に於ける缺點

(い) 課税物件又は標準の指定又は捕捉の缺點より生ずるもの

1) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 530. Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 492-3. Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 150. Heckel, Fw. 1. S. 320. Borcht, Fw. 5 Aufl. II-I. S. 120. Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 241.  
2) Roscher, ebenda. S. 493.

(1) 課税物件の指定につきましては、往々にして此税を國債等に免することがあつて、其の爲めに負擔一般の原則に反することゝもなり得る(註三)。此點からいふて、我國法が免税を貯蓄債券、復興貯蓄債券に止めて、國債に及ぼさなかつたのは先以て成功だ。

(註三) シェフラーは、非免税の貸付のみの負擔といふことが、課税の一般に對し憂慮すべき衝突に導くと爲し、ボーリニエも、抵當債權の免税を以て辯護すべからざるものと爲す。國債課税問題については前に説いたから今多くいはない。<sup>0.3)</sup>

(2) 課税物件及標準の捕捉につき

(a) 如何なる課税方法に依つても、之が捕捉難を免れず、隨つて遁脱したものと、遁脱しなかつたもの又は遁脱しやうとしてもし得なかつたものとのを生ずる。斯くて此二者の間に不公平が必然に生ずる(註四)。而かも其結果は正直な者が重く課せられて、不正直なものが輕税を負ひ又は無税となることが生ずる(註五)。

(註四) エーベルヒは、之が捕捉難からして、此税が其實行上、常に不公平に止まるといひ、プアイフアーは、或特段なる控  
 資例之、國債(抵當貸の如し)は全く精密に詮索せられ、他のものが然うでないことに因つて、大なる不公平が生ずるとい  
 て居る。<sup>0.4)</sup>

(註五) ロツツは、此税が屢々回避さるゝときに、正直な人民が虚偽な人民の利益に於て負擔せしめらるゝと爲し、チスカも同  
 意味のことをいふて居る。<sup>0.6)</sup>

(b) 特に源泉課税又は間接税の方法に依るときには、外國より流入する利子即ち國民が其

3) Schäffe, Steuern. B. T. S. 194. Beaulieu, Science des finances. 5 éd. I. p. 420. 拙著、租税研究、六卷、148以下。  
 4) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 276. Pfeiffer, a. a. O. S. 234.  
 5) Lotz, Fw. S. 381. Tyszka, Fw. 20 Aufl. S. 157.

外國投資から收得する利子を捕捉し得ぬことゝなる<sup>6)</sup>。其結果として國民の内國から得る利子と、外國から得るものとの間に不公平なる負擔を生ずることになる。我國の如く資本利子を二種に別ち、甲種に屬するものに源泉課税を爲すときに、少くとも此については此非難が當ることゝなる。尤も此外國投資には既に外國にて相當の税が課せられて居るから其上に課税するに及ばずともいへるが、間々、外國にて相當の課税の行はれて居らぬことがあり得ることは、國際課税に關して説ける所から知らるゝ通りである。

(ろ) 公平負擔の爲めの課税方法の行ひ難きことより生ずるもの——其は實は主として此税が人税でなくして物税であることから生ずるのである。但し此税には之を以て物税といひ切ることの出來悪い所以のものがあり、精密にいへば人税的分子と物税的分子とを兼ねたものといふのが多くの場合には當る(註六)。が兎に角、此の純人税ではなく、物税的分子を多分に有つのであつて、其處からして、此にいふ缺點が主として生ずるので。

(註六) チェスカは、此税は所得税的性質の税として一層客觀性の少き收益税だ。隨ふて往々にして特別所得税といはるゝとまでいふて居る。<sup>7)</sup>

(1) 累進課税の行ひ難きことより生ずるもの——元來、資本利子收得者だからといふて巨富を積んだ大資本家とは限らない。むしろ極めて零碎なる資本をもつ者が多いのだ。實に其もつ全

6) Vocke, Fw. S. 335. Kleinwächter, Fw. S. 156. Bela Földes, Fw. S. 407. Eheberg, a. a. O. S. 277. Heckel, a. a. O. S. 319. Borcht, a. a. O. S. 122.  
7) Tyszka, a. a. O. S. 155.

財産を之に向けて居る小な資本家が可なり多くある。<sup>6)</sup>而かも又他方には何千百萬の利子を收める巨擘もあるとすることに、何としても累進課税でなくては此間に公平が保てない。然るに實際此税が比例となることが少からずして、我國も亦た然りである(註七)。それは此税では課税技術の便宜上、源泉課税に依ることが少くないのに、其にては必然に累進が行へない(註八)。債権者につき直接課税する分には累進を行はうと思へば、行へないことではないのであるが(註九)、既に一部について避くべからず比例を採つた以上、此との均衡上、他部のものにも比例を採るの外なしといふこともあり、又假りに此にて累進を行つたとしても、資本利子而かも其中の更に一定種のものみに就いて累進を行つたのでは、本當に人的に公平な累進とはいへない。所詮不完全な累進といふを免れぬ(註一〇)。其れ位ならば一層のこと、凡べて比例にしやうかといふことになる。併し其れでは實に大所得者と小所得者との間に不公平極まる負擔とならなければならぬ。<sup>10)</sup>

(註七) 比較的新しき一九二〇年の獨逸の資本収益税さへ比例を採つて居る。<sup>11)</sup>

(註八) チスカ、ツシンスキーは、此點を以て間接又は源泉課税方法の缺點として居る。<sup>12)</sup>

(註九) チスカが、直接取得者にての資本利子課税に於いて、望まじき累進分級が容易に行はるといふのは、<sup>13)</sup>少しく樂觀に過ぐるけれども、或度までは出来る。

(註一〇) ロツツは、累進に存する正當なる考が、此税にては、頗る不完全に實現さるゝことを示すといふて居る。<sup>14)</sup>

(2) 免稅點の設け難きことより生ずるもの——此税にては初めより免稅點など設け能はずと

8) Tyszka, a. a. O. S. 158.

9) Vocke, a. a. O. S. 234. Roscher, a. a. O. S. 493. Eheberg, a. a. O. S. 277. Bela Földes, a. a. O. S. 407.

10) Tyszka, a. a. O. S. 159.

11) Strutz, Grundlehren des Steuerrechts. S. 82.

12) Tyszka, a. a. O. S. 156.

13) Tuschinski, Fw. S. 100.

13) Tyszka, a. a. O. S. 156.

14) Lotz, a. a. O. S. 370.

の見解もあるが(註一〇)、其れは極端であつて、其の直接課税方法に依るものにありては、之を設けやうと思へば出来ないことではない(註一一)。現に我國のでも乙種のものには自ら此が存することになる。けれども甲種の如き源泉課税の分には此が設け能はぬことになる。<sup>16)</sup>現に我國法にても此には與へられない(註一二)。然るときは甲種の小額利子所得者は間々非常に憐むべき小所得者であるにも拘らず免税されぬといふ不都合が生ずるのみならず、齊しく資本利子所得者でありながら一方は甲種に屬するが爲めに免税點なく、他方は乙種に屬する爲め免税點が與へらるゝといふことの不均衡をも見出す。そして直接課税方法により隨ふて免税點を作つたとしても、資本利子のみに就いて之を設けるとすれば、其收得者の全體の所得から之を定むることが出來ず其爲め此が不適當なものといふことになるを免れず、恐らくは一般所得税にて與へらるゝほどの大きさのものとほなり得ぬことの爲めに義務者を苦しむることゝなるであらう(註一四)。尤も我國法の乙種利子の免税點としては一般所得税の免税點を其儘適用され、資本利子のみから打算されないやうだから、此終の非難だけは免れることを得る(註一五)。

(註一一) シェフラーは、原則的には、此の如き有想(最小額免除)は収益税の本質に反すといふ。<sup>16)</sup>

(註一二) エーベルヒ、及プアイフアーは、直接課税法に於て小額免除の可能を指摘し、コンラードに至つては、資本利子税にても、小額及貯蓄預金の免税によりて人的事情に考慮を取り得べしと爲し、ホルグトは、此税に於て小額利子が多くは免税せらるるといふ<sup>17)</sup>が結局は主として直接課税法に依るものについて行はるゝの外ない。

15) Eheberg, a. a. O. S. 277. Heckel, a. a. O. S. 319. Bela Földes, a. a. O. S. 407. Borgh, a. a. O. S. 122. Pfeiffer, a. a. O. S. 237.  
 16) Schäfte, a. a. O. S. 197.  
 17) Eheberg, a. a. O. S. 278. Pfeiffer, a. a. O. S. 237. Conrad, a. a. O. S. 150. Borgh, a. a. O. S. 120.



(註一三) 尤も、甲種(公社債、勸業債券、銀行預金、産業組合貯金の利子及貸付信託の利益)中にも、銀行貯蓄預金又は産業組合貯金利子にして年額貳百圓に滿たざるものを免ずるといふ例外はある。

(註一四) ロツツは、實際にて存在する資本利子税法に於て、多くは唯だ、頗る低く見られたる免稅點あるのみといふ。<sup>16)</sup>

(註一五) 乙種たる、第三種所得中營業に非る貸金又は預金の利子は、第三種所得につき納稅義務を有する者の分に限るから、此が免稅點は資本利子だけで定まらず、其義務者の全所得の大きさから定まることとなる。

(3) 人的又は家事的事情斟酌の行はれ難きことより生ずるもの——元來、同一額の所得でも各人の人的又は家内事情如何によりては給付能力に等差を生ずる。隨ふて資本利子税にも之が斟酌の望ましき所だが、此が兎角、此税には斟酌せられず、又は斟酌されても極めて少し、か斟酌されない(註一六)。我國法に至つては直接課税法に於けるものにて一般所得税との關係上義務者の範圍につき間接に行はる、だけである。間接課税法に依るものにては全く此が斟酌せられぬ。茲處にも不公平が存する。

(註一六) 獨逸の一九二〇年の資本收益税にても原則的には此が斟酌せられず、唯だ、資本收益税の義務者が六十歳以上又は替利不能なるときには、其支拂はれたる資本收益税が、齊しく義務ある所得税にて計算せらるゝを得といふことにて例外が認められた。<sup>17)</sup>

(4) 負債利子控除の行はれ難きことより生ずるもの——此税に於て利子收得者が別に負ふ所の負債の利子を控除するのが當然でもあらうし(註一七)、其例がないでもないが(註一八)、併し我國

18) Lotz, a. a. O. S. 370.

19) Tyszka, a. a. O. S. 159. Strutz, a. a. O. S. 82.

法にては行はれないし(註一九)、行はない例は他にもあり(註二〇)、そして収益税といふ上から強めて之を行ふに當らぬともいへるし(註二一)、又之を行ふた所で其は直接課税に依るものだけで、間接課税に依るものには行へない。<sup>20)</sup> 然るに之を直接課税によるものだけに行つたとしたら、齊しく資本利子の中に不均衡なる負擔といふことが生ずるし、加之、資本利子税と並行する地租營業税にて此利子控除が全く行はれず、又は不完全に行はるゝ、のどの不均衡が生ずるといふ不都合もある。然らば進んで地租營業税に於ける此負債斟酌を擴張しやうかどの考も起るが、此等のものにて之をあまりに廣げるときは、義務者は此國税のみでなく之に加はる所の地方附加税をも考へて、此恩典に浴することの利益の大きい所から、過大に之を申告するといふことになる恐も生ずるので、浮かりとは手を延ばせないといふことがある。斯くて資本利子税にて負債斟酌の行はれぬといふことになる、此は義務者にとりては、負債あるものと、之なきものとの間に不公平なる負擔だといふ結果にならなくてはならぬ。

(註一七) ロツツは、資本利子税にても、負債利子控除を與ふことは當然の結論だと爲し、フォツケは、此にて負債者の負擔を免ずることが切實な要求だと爲す。<sup>22)</sup>

(註一八) 例之、バイエルン、バーデンにある。<sup>23)</sup>

(註一九) 我國にては、甲種利子は其支拂を受くべき金額に依り、乙種利子は前年中の収入金額に依るといふから、負債利子斟酌の餘地はない。

20) Bela Földes, a. a. O. S. 407.  
21) Eheberg, a. O. S. 275.  
22) Lotz, a. a. O. S. 370. Vocke, a. a. O. S. 333.  
23) Tyszka, a. a. O. S. 157.

(註二〇) 例之、獨逸の一九二〇年の資本收益税は負債利子及貸方收益の負擔の控除を定めない。<sup>24)</sup>

(註二一) コンラード、シエフレールは、收益税たるの故に此税に、此斟酌が相當せず又は行はれずと爲し、チスカは、其が恰も此税の缺點だといふ。<sup>25)</sup>

(5) 生産費控除の行はれ難きことより生ずるもの——此生産費控除といふことも我國にては認められなかつたし、普通に資本利子税では其收益税たる性質からしても之を認めない(註二三)。極小さな例外はあるとしても(註二三)、大體認めない。併し、さうなると精密にいふては公平な負擔ではないといふことにならざるを得ぬ。

(註二二) コンラードは、此税が收益税に調するの故に、此が投資に結付きたる費用が控除せられずと爲し、ロツツは、他の收益税にて獲得費が不完全に考慮され又は全く考慮されないだけでは、義務者の各種のものに此が控除を許すのが收益税體系の原則に屬しないと云ふことを行はれしめたといふて居る。<sup>26)</sup>

(註二三) 獨逸一九二〇年の資本利子税にて例外的に生産費の控除を許したのは、外國への貸付の收益にて、之に於ける外國税の控除を許したることである。<sup>27)</sup>

(6) 確實度斟酌の行はれ難きことより生ずるもの——元來、同一金額の利子とて、其危險又は確實の度合は同でない。或ものは極めて確實に生ずるし、他のものは極めて不安な状態にて生ずる。其間に幾多の差等がある(註二四)。然るに利子税では之を一率に取扱ひ、差等をつけない。其處に不公平があるとしなければならぬ。直接課税では之を差別して課すること煩に過ぎて

24) Strutz, a. a. O. S. 82.

25) Conrad, a. a. O. S. 150. Schiffle, a. a. O. S. 197. Tyszka, a. a. O. S. 157.

26) Conrad, a. a. O. S. 150. Lotz, a. a. O. S. 371.

27) Strutz, a. a. O. S. 83.

行ひ得ぬ。間接課税法にては或度まで利率によりて差等課税が出来ぬこともないが、此とても矢張り面倒で行ひ悪い(註二五)。

(註二四) シェフレーは、種々なる利子部は課税力の同一度を有つてない。此事は特に危険を冒したる投資の利子、並に終身年金につきて當るといひ、アダムスも、資本と呼ぶる、財産は一樣でない。之より生ずる利子は其種々なる經濟上の品質を示すものと爲し、セリグマンは、利子率は資本の種類と共に、投資の安全度により、貸付の期間により、金融市場の狀勢及其他の種々の元素によりて變化すと爲し、ペラフェルデスも、高き資本利子、高き配當等は大な危険に結び得るもので此は元來課税では考察しなくてはならぬものだといふて居る。<sup>28)</sup>

(註二五) 例之、五分以下には幾ら、五分以上一割には幾ら、一割以上に幾らといふが如き差等課税は出来ぬことはい。ツシンスキーが間接課税法の缺點として、所得の種類によりて税率を分級することの困難を擧げて居るのは、考違のやうだ。

(B) 債務者の負擔に歸着するとしての此税の缺點——此税が課せられたとして、債権者又は資本家は、其資本の移動性を利用し、税のかゝる所の投資方法を避けて、其の掛からの内國の他の方面、又は此税が掛けられても逃げ易い他の方面、又は外國方面へ移つて投資することが出来る。随ふては債務者に於て強めて之を利用しやうと思ふと税だけを又は少くとも其一部を負はなくてはならぬといふことになる(註二六)。然るときは此税は其目的とする利子收得者を課することが出来ずして、債務者といふ別の人に負擔せしめらるゝことになり、其も比較的弱き人々だとい

28) Schaffle, a. a. O. S. 196. Adams, Science of finance. p. 359. Seligman, Shifting and incidence of taxation. 2 ed. p. 262. Bela Földes, a. a. O. S. 406.

29) Tuschinski, a. a. O. S. 100.

ふに於ては一層不公平な結果を來たすを免れぬ。此事は直接課税法にても次第に轉嫁によりて生ずることだが、此にては直ぐには生ぜぬといふだけの餘裕はある(註二七)。然るに間接課税方法に依るときには一層強く債務者(恐らく徵税機關として選ばれた所の)の負擔に歸し終る傾がある。形式的には債務者が債権者から賠償を受くることされるときも、經濟上事實上には其だけ利子の引上となつて債務者に歸着することゝなる傾が大い(註二八)。尤も此債務者負擔歸着の現象は、凡べての資本への同様の課税であれば此が起らずといふことがあり(註二九)、又既に一定期間につき一定條件にて貸付け其間債権者から解約し得ぬ關係にあるものにも此が起らぬであらう(註三〇)。併し前者は極めて稀有のことであり(註三一)、後者として、其課税法施行前に締結されたる箇々の契約にはさうだが、税法施行後生ずる新しき取引には然らずである(註三二)。それから税の輕易のときにも負債者歸着は少くて済むし(註三三)、資本家の間に需要競争の強く行はるゝ有力な投資物體にても此負債者歸着の行はれないことがあり得るし(註三四)、更に夫の現象の前提となつた資本の移動性にも色々な故障又は妨害原因が存在して之を多少とも妨げては居る(註三五)。だから夫の現象が、そんなに著大なものとはいふことを得ぬ。けれども全く起らぬとはいへず、或度まで其の發生を期待するのは無理でない。

## (註二六)

(1) 一般に此税の轉嫁の容易なることを認むるがある。例之、エーベルヒは此税は債務者へ轉嫁する心配ありと爲

し、ペラフェルデスは、此が容易に轉嫁すべきものと爲し、ツシンスキーは、此が容易に負債者に轉嫁さるゝことが非難さるゝといひ、シエフレーも、債権者は債務者に對し、後者への轉嫁を有利とする經濟上の地位の優勝を有つことありといひ、バスタープは、其負擔歸着は恐らく一部貸付を要する地主(借主たる)に歸し、一部は資本家の上に歸するであらうといふ<sup>030)</sup>

(2) 資本の移動性よりして之を説くは、例之、ロツシアアで、彼は、此税の物體の容易に移し得ることの爲めに、此税の轉嫁が往々にして頗る容易に生ずるといひ、プアイファーも、今日交通が自由且つ迅速であり、多くの資本が容易に且つ速かに流動的と爲され得、往々にして小な原因が多くの資本家をして其資金を外國に投ずることに誘ふに十分だといふことは確だといふ<sup>031)</sup>

(3) 資本の全部に課税の行はれざることから之を説くは、例之、セリグマンで、彼は、唯或資本の形にのみ課せらるゝ税を、借手に轉嫁することは資本家にとりては容易だといひ、ブラウンも、特段な方面に於ける資本の上の税であつて、資本一般に適用されないものは、永い時の間には轉嫁せらるゝことが確かだといふ<sup>032)</sup>

(註二七)

エーベルヒは、直接課税法では、轉嫁は少くとも直ぐには生じないといふて居る<sup>033)</sup>

(註二八)

(1) 間接課税法の下に一層債務者負擔可能の大きいことを説くは、ロツシアア、ホルゲト等<sup>034)</sup>

(2) 債務者に與へらるゝ租税控除が事實上無效となり得ることを説くは、ペラフェルデス、エーベルヒ、クラインウエヒター等<sup>035)</sup>

(3) チスカ、ヘツケルは、之を以て間接方法の缺點とす<sup>036)</sup>

(註二九)

セリグマンは、凡べての資本への一様な税が貸手即ち資本主の上に歸すべきことは明かだと爲し、ポリーニエも、所得の税が一般にして且つ小であり、そして或一定の重さのもの(或免租點以上のもの)にのみ課せらるゝ國では、税の凡べての負擔が債権者に歸することが假定せらるゝと爲し、ニツチも、資本利子の凡べての種類への一般の税に關するときは、貸手は投資を選択することが出來ない、そして其資本の需要が變化しないときには、借手に税を移すことは困難だと

- 30) Eheberg, a. a. O. S. 276. Bela Földes, a. a. O. S. 405. Tuschinski, a. a. O. S. 99. Schütte, a. a. O. S. 193. Bastable. Public finance. 3 ed. p. 454. 31) Roscher, a. a. S. 493. Pfeiffer, a. a. O. S. 233.  
32) Seligman, l. c. p. 264-5. Brown, Economics of taxation. p. 180.  
33) Eheberg, a. a. O. S. 278. 34) Roscher, a. a. O. S. 494. Borigt, a. a. O. S. 122. 35) Bela Földes, a. a. O. S. 406. Eheberg, a. a. O. S. 277. Kleinwächter, a. a. O. S. 155.  
36) Tyszka, a. a. O. S. 156. Heckel, a. a. O. S. 319.

いひ、シエフレーも、動向資本の凡べての投下方法が平等に負擔せしめらるゝときには、其通例の利子税は唯だ小い度にてのみ轉嫁せらるゝを得といふ。<sup>37)</sup>

(註三〇) 例之、二十年間抵當の上に貸した人は、此税を課せられることになつても、之を他人に轉嫁し得ない。<sup>38)</sup>

(註三一) セリグマンは、世界中の凡べての國が同様に資本の凡べての形に課税することは不蓋然だ。——又若し一國が資本の凡べての形式を同一率にて課税しやうとしても、其は成功しなかつた。——そして經驗上常に全く税を逃れる所の資本の或形があるといふて居るが其は眞理だ。

(註三二) 新しき取引に關するに於て、税は信用の消費者の上に往々にして轉嫁し得る。<sup>39)</sup>

(註三三) ロツツは、此税が資本乏しき國にて而かも高い率だと、負債者にとりて利子騰貴となるの心配が確にあるといひ(其反面、税率低ければ左までのことはいふのだ)、ロツシアも、實際は理論家の假定するほど此税の轉嫁の心配は入らぬ。四分の慣行利率にて、五分の利子税は資本家の純所得を唯僅かに三分八厘に下げただけだ。此差たる、往々にして税なくとも、資本市場に於ける他の出來事によつても生ぜらるゝもので、其爲めに、あまりに大な資本移出を生ずることなきものであるといふ。<sup>40)</sup>

(註三四) ロツツは之につきいふて居る曰く、獨逸で十九世紀の中頃以來、投資しやうといふ資本家の多かつたことが、負債者の上への轉嫁を一般に達せしめなかつたことを示した。其は資本家が全く無組織の團體であつて、此間に、少くとも有力なる投資物體については、活潑なる競争が行はれた爲めだ。<sup>41)</sup>

(註三五) セリグマンは、資本移動に反對する力として(1)資本家の無知、(2)資本移動の困難、(3)他國への移動に伴ふ危険、(4)投資の實行についての社會上又は其他の考慮、(5)法律上の故障を擧ぐ。ブラウンは、其特に(2)につき投下資本の多くのものが大に専門化して居り、之を或他の方法にて有利に使用することは出來ない。そして又此が繼續的に、永い時の間のみ置き換へらるゝことゝなるといふて居る。<sup>42)</sup>

37) Seligman, l. c. p. 262. Beaulieu, l. c. p. 421. Nitti, Principes. p. 463.

Schäffle, a. a. O. S. 197. 38) Nitti, l. c. p. 462.

39) Seligman, l. c. p. 261-2. 40) Nitti, l. c. p. 462.

41) Lotz, a. a. O. S. 380. Roscher, a. a. O. S. 494.

42) Lotz, a. a. O. S. 380.

43) Seligman, l. c. p. 266. Brown, l. c. p. 179.

(C) 物上負擔又は租税消却となるとしての此税の缺點——此税が新に課せられたとき、有價證券たる資本物體にては、其税の還元額だけ其市價を下落せしめて、所謂物上負擔となり、其課税新設當時の所有主の負擔に歸してしまふといふ可能性がある(註三六)。然るときは其後之を買収する債権者は之が負擔を免れ、此税制定後に發行さるゝ有價證券は此税を考慮に入れて利子が高められて負擔が債務者に歸せしめらるゝことともなつて、債権者が負擔を避くることゝなる。斯くして齊しく資本利子收得者中に此税を負ふ者と然らざるものと並立するの不公平が生じ得る。尙ほ右の可能性は間接課税法の場合に一層著しく現はれる。<sup>44)</sup>

(註三六) 此可能性は、ソグナー、シエフレ、フオツケ、ベラフェルデス、セリグマン、ニツチ、ボーリニュー等之を認む。<sup>45)</sup>

## (二) 他の並立する収益税との關係上の缺點

(A) 他収益税と重複課税となる爲めの不公平——即ち他の収益税との關係上にて、例之、我邦法にても、營業税にて箇人にありては資本利子税を課せらるべき資本利子を純益に算入せずとし、法人にありては納付したる資本利子税額を營業収益税額から控除すとし重複を避けては居るが、營業の純益の計算上、負債利子控除の不完全なることが残り、地租の課税標準に至つては全く此が控除せられないので、此等の税と資本利子税との重複課税といふことが生じ得(註三七)、そして其は恰かも一の不公平な負擔として指摘することが出来る。

44) Schäffle, a. a. O. S. 197. Kleinwächter, a. a. O. S. 156-7.

45) Wagner, a. a. O. S. 365. Schäffle, a. a. O. S. 194. Vocke, a. a. O. S. 340. Bela Földes, a. a. O. S. 406. Seligman, l. c. p. 264. Nitti, l. c. p. 462. Beaulieu, l. c. p. 421.



(註三七) ロツツは、之につき、地租家屋税に於ける負債不控除といふことが、収益税では負債の如き人的事情に考慮を取らずといふことにて辯護された場合に、重複課税が存する。斯くて債権者に歸すべき土地家屋の収益部が先づ不動産所有者に於て課せられ、更に今一度、資本利子税で債権者にて課せらるゝことになるといふ。<sup>040)</sup>

(B) 都鄙間の不公平——此資本利子税は元來都市的のもの、市民の多く負ふべきものだといふ傾がある。<sup>047)</sup> 此事は一方からいふと、此税の新設によりて都會を田舎との比較上過重に負擔せしむることゝなつたのだともいへるし、特に田舎は都會より借ること大なりとし、其條件は長期なるが多く隨ふて負債が直ぐには行はれぬことを考へるときに、益々以て都會を不利とすると考へられ得る。併し他方からいふと、資本利子収入は何といふても一の力強き給付能力を示すものであり、可なり重き負擔さへ相當とせらるゝのに、他の収益と比して最輕き百分二といふ如き税率を此に課するとき、之を主として負ふべき都會民は此負擔によりて農村民に比しては割合に寛大に取扱はるゝのだともいひ得る。恐らくは大局からいふと、此税はむしろ都會民を過輕負擔せしむるといふべきものである。

## 第二段 經濟及社會政策上の缺點

(一) 國民經濟上の缺點——先以て此税が

46) Lotz, a. a. O. S. 381.

47) Schanz, Ein Wort zur bayrischen Kapitalrentensteuer. (Finanz Archiv. 21 Jg. 2 Bd.) S. 218.

(A) 其國民經濟の利用し得る資本を減縮すること——を結果することを其缺點としなくてはならぬ。そして此が

(い) 資本の成形を妨げることによりて先づ現はれる。一國內に資本の豊富だといふことは其國民經濟の發達上確かに望まじきことであつて、此なくしては何として其發達を冀ふことを得ぬ。然るに若も此資本の利子收入に對して或税がかけられるとなれば、之なき場合に比しては、勤儉の精神が鈍り、自ら資本成形が妨げられることゝならざるを得ぬ(註三八)。

(註三八) エーベルヒは、此税には資本成形が妨げらるゝを得るの心配があると爲し、チスカも、勤儉の德行によりて國民經濟上有益なる階級を宥恕することは國家的に得策だといふ<sup>048)</sup>

(ろ) 其れから折角存在する内國資本を此税あるによりて外國に流出することを進めるといふ傾がある(註三九)。そして此は源泉課税のときには一層著しい(註四〇)。海外投資も國の事情によりては必ずしも反對すべきではないけれども、否な積極的にも之を進めたいことさへあるけれども、併し内國に資本税のあるの故に内國を去つて外國に投資の途を求むるが如きに至つては、其國內の經濟を強めるが爲めに望まじからざるものとしなければならぬ。

(註三九) ベラフェルデス、ブラウン、バステープルは此税が資本の外國放逐の可能をもつと爲し、エーベルヒは、十九世紀に資本の収益能力の認められた後でも、立法權力が資本利子税には用心深い態度を示した。是れ一には凡べての租税的干渉

に對する資本所有者の敏感と、此の如き税のかゝる國から他の無税國への資本の國際移動の容易とによりて資本の流出し得る心配からだといふて居る。<sup>049)</sup>

(註四〇) コンラードは、此税にて直接課税法に依らなかつたときに、此危険ありといふ。<sup>050)</sup>

(は) 其れから又此税が外國から内國への資本の投下を妨げる。<sup>051)</sup> として間接課税法に依つた場合には一層此が著しい(註四二)。元來、外資が來るといふことは其が生産的に利用さるゝ限り有益であるのに、之を遠ざけるといふのは策の得たものとはいへない。

(註四一) ロッシャー、ボルグトは間接法が外國債権者の免税を困難又は不可能とすと爲し、ヘツケルは、利札税(間接課税法)が外國債権者にとりてのみ辯護すべからざる課税だといふ。<sup>052)</sup>

(B) 其國民の資本を利用する經濟活動を抑壓すること——以上の結果は先以て

(い) 資本の利子を高めること(註四三)——によりて國民の經濟活動を妨げることになる。其が國內限りの事業ならば大して不都合もないが、其が外國に多くの競争を有つ所の事業に關するときは、利子の高く生産費の多くかゝる事は發展上非常なる障礙ともならなくてはならない。

(註四二) グアイファーは、此税が資本を外國に放逐する結果として利子歩合が人為的に上げられることを以て此税の非難だといふが、利子の上げる原因としては、其外、外國資本の入來を妨げること、内國資本成形の妨げられることにも求めなくてはならぬ。

(ろ) 課税に不平等の免れざるによりても、國民の經濟活動を妨げることの免れない(註四三)。

49) Bela Földes, a. a. O. S. 406. Brown, l. c. p. 185. Bastable, l. c. p. 454. Ebeberg, a. a. O. S. 274.  
 50) Conrad, a. a. O. S. 150.  
 51) Brown, l. c. p. 185.  
 52) Roscher, a. a. O. S. 493. Borgh, a. a. O. S. 122. Heckel, a. a. O. S. 319.  
 53) Pfeiffer, a. a. O. S. 233.

元來此税にては凡べての投資を課するものでなく、其物體とするもの、中にても遁脱のし易きものと難いものとがあつて、不平等課税となるの可能性があるのだが、此の如きは國民の間に競争條件の不對等を生ずるものであつて、眞に其活動を助長する所以のものとはいへない。

(註四三) プレインは、資本が公平に課税されるときに、結果は取引を傷ることとなるといふて居る。<sup>54)</sup>

(C) 國民財産の價値を低下すること——も亦此税の影響として可能的なものである。其は此税が有價證券の上に物上負擔となるだけでは、此を有つ人民の財産の價値を損減することとなり、而かも其損減の度合は、見様によりては政府の收得する價値よりも大い(註四四)。

(註四四) ロツツは、利札税が相場の上に消却される、だけでは、課税の最小費原則に反する。此が國家が利益を有つよりもより多くを關係者から取去ることとなるといふて居る。<sup>55)</sup> 此は税の還元額だけ證券價格の下落することを見たのであり、證券價格の下落度は税額よりは大きいといふのであるが、税の一部の還元額だけの下落で済むこともあり得るし、證券の下落は一度限りであるのに、税額は永い年に亘りて年々擧げらるゝといふこともあるから、ロツツのいふのは少しく誇張である。

## (二) 社會政策上の缺點——としては

(A) 直接には此税が債務者負擔となるの可能からして、中下層民が債務者として、特に弱き立場にある債務者として一層多く其負ふ所の債務の利子を高めらるゝこととなつて苦しまなくてはならぬことを擧げなくてはならぬ。それから

(B) 間接には、此税が前記(一)の(B)の影響を生ずる所からして、労働者等に失業の危険を齎らすこと

54) Plehn, Public finance, 4 ed, p. 198.  
55) Lotz, a. a. O. S. 382.  
56) Wagner, a. a. O. S. 530. Lotz, a. a. O. S. 370. Heckel, a. a. O. S. 318. Bastable, l. c. p. 454.  
57) Pfeiffer, a. a. O. S. 234. Eheberg, a. a. O. S. 276.

いふことがあり、貸金低下の可能もあり、貸金が物價よりも相對的に多く下るといふ可能もある。社會政策上には愛ふべきことゝしなければならぬ。

### 第三段 課税技術上の缺點

(一) 直接課税法間接課税法共通の缺點——としては此税は何としても課税技術が六つかしく、其物體が時間的にも場處的にも可動で一部は非表現的であり、其捕捉が六つかしく、遁脱の多くなるを免れぬといふことである。抵當貸の如く公の帳簿によりて證明されるもの及記名債券は如何なる方法によりても捕捉し得るけれども(註四五)、私人間の信用に依る普通の貸付や、外國への投資に至つては如何なる方法によりても満足には捕捉出來ない。尤も遁脱の多いか否かは一には税率の高さにも繋るし(註四六)、國民道義標準の程度にもかゝる(註四七)。そして其の國民道義に至つては段々と改善されるものだともいへるが、併し人心の改造は六つかしきことで、所詮、隠し易きものには遁脱の多いのを免れない。そして此遁脱は資本利子税に於て、財産税に於けるよりも多い所である。財産税だと殆んど人の全體の能力にかゝるから其住居生活の狀態から間接に監視することが出来るのに、利子税では此に依り難いといふことがあるからだ。

(註四五) ロッシャーは、捕捉が貸付資本の或種のものの例之、記名の内國の國及地方債等、良き抵當証券の條件の下にての凡

58) Lotz, a. a. O. S. 370. Tuschinski, a. a. O. S. 99

59) Plehn, l. c. p. 198. Eheberg, a. a. O. S. 276.

60) Tyszka, a. a. O. S. 157. Bela Földes, a. a. O. S. 406. Roscher, a. a. O. S. 493. Lotz, a. a. O. S. 381.

61) Schäffle, a. a. O. S. 193. Eheberg, a. a. O. S. 276. 277. Borgh, a. a. O. S. 121. Beaulieu, l. c. p. 419. Nitti, l. c. p. 463.

62) Bastable, l. c. p. 454. Borgh, a. a. O. S. 121. Eheberg, a. a. O. S. 276.

べての不動産抵當債の如きには、頗る容易且確實だと爲し、ホルゲト・エーベルグは、課税標準となる事實の確知は、抵當及其他公簿に登録されたる貸付形式では確實に可能だといふ。<sup>66)</sup>

(註四六) ラツツは、無形財産税の率は、之が遁脱を誘ふことを避くる爲めには低くしなければならぬといふて居る。<sup>66)</sup>

(註四七) シヤンツは、何故に資本利子税の成果としての利子がバイエルンに於て他國に於けるよりも少いかは、此國の租税道義が他の獨逸國よりも一層不良なることに存すといふて居る。<sup>67)</sup>

## (二) 各の課税方法に特段する缺點

(A) 直接課税方法の缺點——としては、此にては大體遁脱の一層多く捕捉の一層六つかしきことを擧げなければならぬ。此不完全に伴ふて人の感ずる不快の念といふこともある。此は恰かも間接課税方法によりて避け得られる。<sup>68)</sup>

(B) 間接課税方法の缺點——間接課税方法にては、前者に反し、概して遁脱の少く、捕捉の一層確實なるを得る所ではあるけれども、特に内國の無記名債券や、外國人のもつ内國證券<sup>73)</sup>の如きは、直接課税方法では到底完全に捕捉出來ず、此間接方法によりて初めて完全に捕捉し得る所であるけれども、内國人が外國に投資したるものよりして生ずる利子収入が直接課税方法では或度まで捕捉出來るのに、却つて間接方法では出來ないといふ特段なる缺點が此に存する(註四八)。そして其の間接法の下に外來利子収入を捕捉し得ぬことには、やがて内國人をして其もつ所の内國證券をも外國に移し外國で支拂を受けしむることに誘ふの恐がある。それから公平負擔の爲めに

63) Borgh, a. a. O. S. 122. 64) Tyska, a. a. O. S. 158.

65) Roscher, a. a. O. S. 493. Borgh, a. a. O. S. 121. Eheberg, a. a. O. S. 276. 66) Lutz, Public finance. p. 356.

67) Schantz, a. a. O. S. 221.

68) Eheberg, a. a. O. S. 278. Vocke, a. a. O. S. 336.

69) Lotz, a. a. O. S. 381.

70) Vocke, a. a. O. S. 335. Kleinwächter, a. a. O. S. 156.

必要なる制度、累進、免稅點、人的事情斟酌、負債利子其他の費用の控除などの一層行ひ悪いといふことも(註四九)此間接方法の缺點としなければならぬ。

(註四八) 前掲、第一段(A)(i)(2)参照。

(註四九) 前掲、第一段(A)(a)(1)(2)(3)(4)参照。

## 結 論

以上要之、我國に於て近く資本利子税の出來たことは税制發展上、一重大事であり、税體系の完成からしても、社會政策的見地からしても一の成功とは認めて可であるが、仔細に點檢するときに、此には理論上實際上、將た公平負擔の上からも、經濟及社會政策上からも、租稅技術上からも缺點の極めて多きものなることを見出さなくてはならぬ。そして其は日本の新に採つた方法が缺點をもつといふだけではなく、之を如何やう改造しても缺點を避けられぬといふことを見出さなければならぬ。

71) Kleinwächter, a. a. O. S. 155. Eheberg, a. a. O. S. 277. Tyszka, a. a. O. S. 156. Borght, a. a. O. S. 121.

72) Kleinwächter, a. a. O. S. 156. Schäffle, a. a. O. S. 195.